

担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(15)

第1 動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約についての特則

動産の利用権を目的とする債権譲渡担保契約について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

1 動産を一定の期間利用する権利（以下「動産利用権」という。）を債権譲渡担保契約の目的とする場合において、当該債権譲渡担保契約が、動産利用権の設定に係る対価の支払債務（その利息、違約金、権利の実行の費用及び債務の不履行によって生じた負担の賠償を含む。）のみを担保するためにされたものであるときは、その債権譲渡担保権は、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾がなくても、第三者に対抗することができるものとする。

2(1) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行は、「譲渡担保動産」を「動産利用権の目的である動産」と読み替えて、動産譲渡担保権の帰属清算方式及び処分清算方式による実行等の規定（部会資料46第9、1及び2参照）を準用するものとする。

(2) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行について、動産利用権の目的である動産を譲渡担保動産とみなして、実行のための保全処分及び引渡命令（実行の引渡命令を含む。）の規定（部会資料46第15、2から4まで）を適用することとし、これらの裁判手続を利用することができるものとする。

3 動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約における当該動産利用権の設定に係る合意については、所有権留保契約における倒産開始申立特約に関する規定（部会資料46第17、2）を準用するものとする。

4 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行における当該動産利用権の価額についての推定規定（部会資料40、第1、2(3)参照）は、設けない。

（参考）部会資料40

第1 動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約についての特則

1 譲渡担保債権の目的財産が動産を一定の期間（以下「利用期間」という。）利用する権利（以下「動産利用権」という。）である場合において、その譲渡担保債権を目的とする債権譲渡担保契約が、動産利用権の設定に係る対価の支払債務（以下「利用料債務」という。）を担保するためにされたものであるときは、当該債権譲渡担保権は、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾がなくても、第三者に対抗することができるものとする。

2(1) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の私的実行は、帰属清算方式又は処分清算方式によるものとし、帰属清算の通知の日又は処分清算譲渡の通知の日から2週間が経過した時（帰属清算の通知又は処分清算譲渡の通知の後その時までの間に担保権実行手続中止命令が発せられた場合は、その時又は当該中止命令が効力を失った時のいずれか遅い時）のほか、債権譲渡担保権者又は処分清算譲渡による譲渡を受けた第三者が動産利用

権の目的である動産の引渡しを受けた時にも、終了するものとする。

(2) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の私的実行に当たっては、譲渡担保権者は、利用権の目的である動産について、実行のための保全処分及び引渡命令（実行後の引渡命令を含む。）の裁判手続を利用することができるものとする。

(3) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行における当該動産利用権の価額は、帰属清算時又は処分清算時における当該動産の価額から利用期間が満了した時における当該動産の見積価額を控除した額と推定するものとする。

3 動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約における当該動産利用権の設定に係る合意については、所有権留保契約における倒産開始申立特約に関する規定を準用するものとする。

（説明）

1 本文1から3までの規律は、2(3)の動産利用権価額推定規定を削除したことを除き、部会資料40、第1記載の各規律から実質的な変更はない。

2 本文1から3までの規定の適用場面について

5 (1) 本文1から3までは、動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約であるとされた場合の対抗要件等の特例を設けるものである。

債権譲渡担保契約の目的とすることができる債権は、「民法第3編第1章第4節の規定により譲渡されるものに限る。」ものとしている（部会資料46、第1参照）。動産利用権は債権であり、特別な規定がないためその譲渡は民法第467条の確定日付のある証書による通知・承諾によることとなると考えられるから、債権譲渡担保契約の目的債権に該当することとなる。

10 (2) 部会資料40についての部会の議論においては、主にファイナンス・リース契約を念頭においた上で、その担保の目的をどのように理解すべきかについて更に検討すべきとの指摘がされた。

15 現行のファイナンス・リース契約については、担保の目的をリース物件の所有権と理解する考え方と動産の利用権と理解する考え方がある。前者についてはリース物件の所有権が終始リース事業者にあるという性質に相反するという難点があるため、後者の考え方（担保権の性質としては質権又は譲渡担保権とする見解が見られる。）が有力に唱えられ、このような考え方を採用する下級審裁判例も見られる（大阪地判平成13年7月19日金法1636号58頁、東京地判平成15年12月22日判タ1141号279頁、東京高裁平成19年3月14日判タ1246号337頁）。

20 しかし、本文の規律は、ファイナンス・リース一般の法的性質について特定の理解を前提とするものではなく、また、ファイナンス・リース一般についての法的性質を決定しようとするものでもない。「ファイナンス・リース」は私法上定義されたものではないため、さまざまな法的性質を有するものがその中に含まれ得ることを前提に、少なくともその一部には、上記裁判例のとおり動産の利用権を目的とした担保権設定契約であると判断されるものが含まれるものから、そのような認定がされる契約についての特則を設けようとするものである。

30 利用権を目的とする債権譲渡担保権の設定がされたと認定され、一般の債権譲渡担保権に関する各種規定が適用されると、その対抗要件を具備しなければ管財人等の第三者に対

抗することができないのが原則である。そこで、本文1の規律は、現行のファイナンス・リース契約の実務や、動産譲渡担保権においてはその目的である動産と被担保債権との間に牽連性がある場合に対抗要件を不要とする規律が検討されていることを踏まえ、目的財産である利用権と牽連性のある被担保債権のみを目的とする譲渡担保権については、確定日付ある証書による通知・承諾を不要としたものである。

担保の目的を動産利用権とする考え方については、当事者は利用権を担保の目的とするとの合意はしていないはずであり、技巧的であるとの反対論も示されている。しかし、現に下級審裁判例においてファイナンス・リース契約を動産利用権を担保の目的とするものとの認定がされていることを踏まえれば、現在のファイナンス・リース契約には、利用権を目的とする譲渡担保権と性質決定される契約が少なくとも一部には含まれていると考えられ、このような構成が技巧的で現在の実務から乖離しているとはいえないように思われる。

本文の規律は、以上の趣旨によるものであり、ファイナンス・リース契約の担保の目的財産に立ち入って規律を設けるものではない。

3 リース契約の実務に対する影響について

(1) 本文の規律を法制化することにより、ファイナンス・リース契約が平時においても担保権として扱われることとなり、実務的な影響が生じ得る旨の指摘がされている。

現状のファイナンス・リース契約についても、リース会社を貸貸人、ユーザーを賃借人とする貸貸借契約の形式が用いられているが、判例上は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約のリース料債権は更生債権であるとの判断がされ、実務的にも倒産手続の段階では担保権としての性格を有するものとして扱われていると考えられる。繰り返し述べているとおり、本文の規律は、ファイナンス・リース契約それ自体を担保権として扱うことを内容とするものではなく、ファイナンス・リース契約が担保権として認定された場合に本文の規律を適用するものであり、現行の取扱いが変更されることにはならないと考えられる。

本文の規律によって、ファイナンス・リース契約以外のリース（オペレーティング・リース契約）についても、担保権として取り扱われるおそれがあることが指摘されている。しかし、本文の規律は、現行法下で担保権として取り扱われていないものを担保権として取り扱うという効果を有する規定ではない。本文の規律が設けられることによって、現行法下の取扱いを変更するということには結びつかないと考えられる。

(2) 本文の規律が法制化されることにより、リースに関する会計・税務に影響を与え得るとの指摘もされている。しかし、上述のように、本文の規律は、現行法の下でも存在する契約を対象として、その対抗要件や実行方法という会計処理とは無関係な事項について規定するものである。当該契約についてどのような会計処理がされるかは現行法においても存在し、既存の会計基準に従って処理されているのであり、本文の規律はこれを変更しようとするものではない。

また、中小企業の行うリース契約については、これまでも企業会計基準とは異なる会計基準が用いられている。このことからすれば、会計基準は、対象となる契約の法的性質から直ちに導かれるのではなく、政策的な考慮を含む会計上の観点から決せられているものと考えられる。本文の規律は、上記のとおり、現行法の下でも存在する契約につ

いて対抗要件や実行方法に関する特則を設けるものであり、会計基準を決するに当たっての政策的配慮の要否や妥当性に関わるものではない。

以上からすると、本文のような規定が設けられ、リース契約の少なくとも一部についてこれが適用されるとしても、これによって必然的に中小企業の会計処理への影響が生ずるとはいえないように思われるが、どのように考えるか。

4 本文4について

部会資料 40、規律(2)イは、動産利用権の評価については、リース物件が返還時において有していた価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値の差額であるとする判例（最判昭和 57 年 10 月 19 日）を踏まえたものであった。その規律の内容は、動産利用権の存続期間中においては利用権者が目的物の経済的な利益をほぼ全て享受することができることからすると、一定の合理性があるものを考えられるが、推定規定にすぎないこととも踏まえ、本文4において、これを設けないこととしている。